

平成 25 年度収入支出決算のお知らせ

平成 26 年 7 月 18 日に開催された第 108 回組合会において、兵庫県建築健康保険組合の平成 25 年度収入支出決算が承認されましたので、お知らせします。

はじめに、健康保険組合を取り巻く情勢は、次のとおりです。

平成 24 年末に安倍内閣が誕生し、国民の期待も高まっているなか、経済再生とデフレからの脱却を重要課題に掲げ、矢継ぎ早にアベノミクスと呼ばれる経済政策が打ち出されました。その効果により徐々に明るい兆しが出始めており、個人消費や公共投資など堅調な国内需要を背景に緩やかに景気は回復しています。

当健康保険組合の設立母体である建築の設計、施工、管理を主たる業とする事業所の建設業界は、東日本大震災に係る復興事業や、防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理などの担い手として、その果たすべき役割はますます増大しています。一方、建設投資の急激な減少や競争の激化により、建設業の経営を取り巻く環境が悪化し、ダンピング受注などにより、建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せを招き、結果として現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じています。

このような課題に対応し、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、建設業法等の一部を改正する法律等が平成 26 年 6 月 4 日に公布され、公布日以降、順次施行される予定です。

このことにより、建設業界の発展を期待するものです。

今、全国健康保険組合は、その主要財源となる保険料収入が伸び悩む一方、支出面では年々増加する医療費や高齢者医療制度への納付金の負担増等により厳しい財政状況に陥っています。超高齢社会による国民医療費の増加と少子化の進展は、もはや健康保険制度のみならず日本の社会保障制度全体を揺るがしており、早急な社会保障制度の抜本改革が求められています。

こうしたなか、政府は社会保障制度改革国民会議の報告書の提言を受け、今後、社会保障の各分野（少子化対策、医療、介護、年金）における改革を本格化させる見込みです。しかし、現役世代の保険料で高齢者を支える仕組みはすでに限界にきております。安定した財源を確保したうえで、持続可能な医療保険制度の確立に向け一日も早い制度の改正を願うところです。

一方、安倍政権の推進する成長戦略（日本再興戦略）では、すべての健康保険組合に取り組みを求める「データヘルス計画」が盛り込まれました。これにより、健康保険組合では、特定健康診査やレセプトのデータ分析に基づいた保健事業をより効率的に実施していくことになり、医療費の適正化にもつながることが期待されています。

この計画は、各健康保険組合において、モデル事業を参考にして、平成 26 年度で計画を策定し、平成 27 年度から実施することとされています。

次に、平成 25 年度収入支出決算を踏まえて、次のとおり総括するものです。

- 1 平成 25 年度決算（一般勘定分）は、平成 25 年度に保険料率を 98.0‰から 100.0‰に 2.0‰引き上げたこと、準備金限度外部分について 190,000 千円を繰入れたこと、国から国庫補助金

として、給付費臨時補助金 41,738 千円、支援金等負担助成金 95,933 千円を、健康保険組合連合会から財政調整事業交付金として、組合財政支援交付金 135,020 千円、高額医療交付金 30,973 千円を、それぞれ受けたことにより、収入支出差引額は 26,625 千円の黒字ですが、経常収入支出差引額は 422,618 千円の赤字という極めて厳しい財政状況となっています。

このように危機的財政状況に陥った最大の要因は、高齢者医療制度への納付金・支援金が保険料収入の約 50%を占めるといふあまりに過重な負担にあるからです。

平成 25 年 12 月に成立した社会保障改革プログラム法において、高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うものとされており、法案提出に向けた議論を注視する必要があります。

さらに、平成 26 年は健康保険組合にとってまさに正念場であり、健康保険組合が安定的な組合運営を行い、加入者の健康を守り支え、さらに皆保険制度を支えていくためには、社会保障制度の安定財源の確保を図ることが必要であり、国会等への要請活動を重点的かつ効果的に行う必要があります。

被保険者数の減少傾向は続いていますが、減少傾向にあった平均標準報酬月額及び標準賞与額(年間合計・被保険者 1 人当たりの額)については、歯止めがかかった状況となっています。

今後、引き続いて、次のとおり、収入・支出の適正化を図るなどして、財政の健全化に向けて努力する必要があります。

一層取り組むべき収入の適正化対策

- (1) 標準報酬の適正化
- (2) 滞納保険料等の整理

一層取り組むべき支出の適正化対策

- (1) 運営コストの適正化
 - ・ 運営コストのチェック
- (2) 被扶養者認定・資格管理の適正化
 - ・ 被扶養者資格の再確認の徹底
- (3) 現金給付の適正化
 - ・ 傷病手当金の適正支給(診療報酬明細書等関係資料との照合確認、調査等)
 - ・ 柔道整復師に係る療養費の事後点検の徹底
- (4) 医療給付の適正化
 - ・ 疾病分析(医療費分析)に基づく医療費適正化対策(特に前期高齢者医療費適正化対策)の検討・実施
 - ・ ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進
 - ・ 診療報酬明細書等の事後点検の徹底
 - ・ 「医療費のお知らせ」の全件実施
 - ・ 医療機関における適正受診に係る普及啓発
- (5) 付加給付の廃止の検討

なお、組合財政の基盤を強固にするために、事業所編入の促進に向けて取り組む必要があります。

- 2 平成 25 年度決算(介護勘定分)は、平成 25 年度に介護保険料率を 15.3%から 15.5%に 0.2%引き上げたこと、準備金について 15,675 千円繰入れたことにより収入を確保して、介護納付金 210,735 千円が支出され、収入支出差引額は 7,507 千円の黒字で、準備金保有率は 91.40%を示

しています。

なお、介護保険料率の設定を若干低下させるために、現在、介護保険の第2号被保険者である被保険者（40歳以上65歳未満の被保険者）を介護保険料の徴収の対象としていますが、第2号被保険者である被扶養者（40歳以上65歳未満の被扶養者）がいる40歳未満の被保険者についても、特定被保険者として、介護保険料の徴収の対象とすることについて検討する必要があります。

- 3 保健事業について、限られた財源の中で、被保険者及び被扶養者の健康の維持・増進を図るため、一層創意工夫して取り組む必要があります。

なお、健診実施後の保健指導等のフォローアップについて、事業主と連携を密接にして取り組む必要があります。

- 4 40歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者を対象として、糖尿病などの生活習慣病に着目した特定健康診査・特定保健指導の実施が、平成20年4月から健康保険組合等に義務化され、6年が経過しました。

特定健康診査・特定保健指導の実施率を向上させるために、取り組みを強化する必要があります。

- 5 厚生労働省は、平成26年3月31日に「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」を改定しました。この指針の内容に沿って、健康保険組合は保健事業を実施していくこととなりますが、改定内容の柱となるのが「データヘルス」です。

具体的には、すべての健康保険組合が、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、健診結果や医療費データ（レセプト）を活用して、「データヘルス計画」を策定して事業を実施していくこととなります。計画の策定と事業の実施にあたっては、PDCAサイクルによる事業展開が求められています。つまり、データ分析によって加入者や事業所の健康課題を明確にして目標値の設定を含めた保健事業計画を立案（Plan）し、保健事業の実施（Do）及び事業の評価（Check）を行い、さらに必要に応じて事業の改善・修正（Action）を行って次期事業へ反映していく、というものです。

具体的なスケジュールは、すべての健康保険組合が平成26年度中に「データヘルス計画」を策定し、この計画に基づいた保健事業を平成27年度から実施していくこととなります。

前記3及び4の課題について、「データヘルス計画」のなかで検討する必要があります。

- 6 当健康保険組合は、平成24年10月12日付けで、健康保険法第28条第1項の規定に基づく指定健康保険組合として指定を受けました。財政健全化計画（平成25年度～平成27年度）の達成のために、進捗状況を把握するとともに、取り組みの強化を図る必要があります。

- 7 職員及び組合会議員に対し、個人情報の保護の重要性について教育研修等を実施し、一層個人情報の安全管理と適切な取扱いの徹底を図る必要があります。

平成25年度 収入支出決算概要表

一般勘定

収入科目	決算額(千円)	1人当り額(円)	支出科目	決算額(千円)	1人当り額(円)
健康保険収入	1,926,135	482,016	事務費	52,269	13,080
調整保険料収入	20,649	5,167	保険給付費	1,216,373	304,398
繰越金	0	0	納付金	1,055,633	264,172
繰入金	190,000	47,548	保健事業費	30,261	7,573
国庫補助金収入	138,671	34,702	還付金	53	13
財政調整事業交付金	165,993	41,540	財政調整事業拠出金	20,582	5,151
・組合財政支援交付金	135,020	33,789	連合会費	1,584	396
・高額医療交付金	30,973	7,751	積立金	1,621	406
雑収入	8,454	2,116	その他	44,901	11,237
収入合計	2,449,902	613,089	支出合計	2,423,277	606,426
経常収入合計	1,935,346	484,321	経常支出合計	2,357,964	590,081

収支差引額	26,625
経常収支差引額	422,618

準備金	397,718
-----	---------

事業所数 183所 被保険者数 3,996人 平均標準報酬月額 354,640円 総標準賞与額(年間1人当り) 622,416円

介護勘定

収入科目	決算額(千円)	1人当り額(円)	支出科目	決算額(千円)	1人当り額(円)
介護保険収入	202,568	82,546	介護納付金	210,735	85,874
繰越金	0	0	介護保険料還付金	3	1
繰入金	15,675	6,388	雑支出	0	0
雑収入	2	1			
収入合計	218,245	88,934	支出合計	210,738	85,875

収支差引額	7,507
-------	-------

準備金	15,186
-----	--------